

令和6年度第3回岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会

日 時 令和7年2月17日（月）

午後2時00分～

場 所 生涯学習センター 研修室1

1 あいさつ

2 議 題

【報告事項】

(1) 介護給付適正化事業の進捗について（資料1）

(2) 保険料所得段階基準の一部改正について（資料2-1、2-2）

(3) 地域包括支援センターの事業評価について（資料3-1、3-2）

【承認事項】

(4) 地域包括支援センターの事業計画について（資料4-1、4-2、4-3）

3 その他

介護給付適正化事業の進捗について

介護保険財政の健全化と質の高いサービスを利用者に提供するため、介護給付適正化事業を実施しています。愛知県介護給付適正化計画において、主要3事業と位置付けられている、「認定調査状況のチェック」「ケアプランチェック」「縦覧点検・医療情報との突合」を実施しています。

① 認定調査状況のチェック

要介護認定申請に係る認定調査の内容について、委託した認定調査についても市職員がすべてチェックしています。

② ケアプランチェック

■ケアプランチェック

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、国のマニュアルに基づきチェックしています。

令和6年度は、事例検討方式に実施方法を変更し、3月に実施予定です。

※事例検討方式とは、保険者だけではなく、ケアプランを作成したケアマネジャー以外のケアマネジャーもチェックする側として参加し、グループワークにて行う方法です。この方法で実施することで、ケアマネジャーにも第三者の視点からケアプランを見る目を養うことができます。

■住宅改修実態調査

改修工事を行う受給者宅の実態確認、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況をチェックしています。見積書等の書類はすべてチェックしています。

訪問調査は、令和5年度6件、令和6年度4件実施(令和7年1月末時点)

■福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等についてチェックしています。

福祉用具購入については、すべて書類のチェックを行っています。貸与については、軽度者の福祉用具貸与はすべて書類のチェックを行っています。

③ 縦覧点検・医療情報との突合

■縦覧点検

国保連合会から提供される帳票を活用し、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を毎月チェックし、疑義のある場合は事業所に確認しています。

■医療情報との突合

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部署との連携のもと、国保連合会から提供される帳票を活用し、医療情報と介護保険の給付情報を突合し、疑義のある場合は事業所に確認しています。

図表 介護給付適正化事業の目標

実施事業	内容等	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
認定調査状況のチェック	実施率(%)	100	100	100
ケアプランチェック	実施件数(件)	90	90	90
住宅改修実態調査	—	実施	実施	実施
福祉用具購入・貸与調査	—	実施	実施	実施
縦覧点検	実施率(%)	100	100	100
医療情報との突合	実施率(%)	100	100	100

図表 介護給付適正化事業の目標に対する実績(令和7年1月31日現在)

実施事業	内容等	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
認定調査状況のチェック	実施率(%)	100		
ケアプランチェック	実施件数(件)	令和7年3月 144件実施予定		
住宅改修実態調査	—	実施		
福祉用具購入・貸与調査	—	実施		
縦覧点検	実施率(%)	—		
医療情報との突合	実施率(%)	—		

図表 縦覧点検・医療情報との突合件数

実施事業	内容等	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
縦覧点検	出力件数 (件)	2,586	—		
	点検件数 (件)	2,586	—		
	確認件数 (件)	235	—		
	過誤件数 (件)	14	—		
	過誤金額 (円)	17,749	—		
医療情報との突合	出力件数 (件)	455	—		
	突合件数 (件)	455	—		
	確認件数 (件)	2	—		
	過誤件数 (件)	0	—		
	過誤金額 (円)	0	—		

老発 0122 第 2 号
令和 7 年 1 月 22 日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第11号）が本日別添のとおり公布され、本年4月1日から施行することとされたところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課することとされており、具体的には各市町村が定める基準額に、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第38条第1項各号又は第39条第1項各号に掲げる第1号被保険者の介護保険料に関する区分（以下「標準段階」という。）に応じて、当該区分ごとに定める割合を乗じて得た額とされている。

標準段階のうち第1段階（施行令第38条第1項第1号又は第39条第1項第1号に掲げる区分をいう。以下同じ。）及び第4段階（施行令第38条第1項第4号又は第39条第1項第4号に掲げる区分をいう。以下同じ。）については、前年の公的年金収入等収入金額及び合計所得金額から所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額との合計額が80万円以下であることが所得基準の一部として設けられているところ、令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

第2 改正の内容

介護保険の標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に基準所得金額を見直すこと。（施行令第38条及び第39条関係）

第3 施行期日

令和7年4月1日

令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないように、下記図表（第9期計画132ページ）の保険料所得段階基準の「80万円」を「80万9千円」に変更する。

⑥ 保険料所得段階の設定

第9期計画においては、国の所得段階及び保険料率を基本としながら、現行の所得段階及び保険料率も勘案し、保険料率を設定する区分となる所得段階及びそれに応じた保険料率を16段階に設定します。

図表V-114 保険料の所得段階

所得段階	対象者		保険料率	保険料年額
第1段階	本人市民税 非課税	非課税世帯で老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	0.455 (0.285)	29,400円 (18,400円)
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下		
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下	0.685 (0.485)	44,300円 (31,300円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.69 (0.685)	44,600円 (44,300円)
第4段階	市民税課税 世帯、本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	58,200円
第5段階 【基準額】		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	64,600円
第6段階	本人市民税 課税	合計所得金額120万円未満	1.20	77,600円
第7段階		合計所得金額120万円以上 210万円未満	1.30	84,000円
第8段階		合計所得金額210万円以上 320万円未満	1.50	97,000円
第9段階		合計所得金額320万円以上 420万円未満	1.70	109,900円
第10段階		合計所得金額420万円以上 520万円未満	1.90	122,900円
第11段階		合計所得金額520万円以上 620万円未満	2.10	135,800円
第12段階		合計所得金額620万円以上 720万円未満	2.30	148,700円
第13段階		合計所得金額720万円以上 820万円未満	2.40	155,200円
第14段階		合計所得金額820万円以上 1,000万円未満	2.50	161,700円
第15段階		合計所得金額1,000万円以上 1,500万円未満	2.60	168,100円
第16段階		合計所得金額1,500万円以上	2.70	174,600円

※（ ）内の乗率及び金額は、消費税を財源とした別枠公費負担による低所得者への負担軽減策が実施された額です。

令和5年度地域包括支援センターの事業評価について

事業評価の概要

介護保険法第115条の46に基づき、地域包括支援センターの事業について評価を行うものです。

業務等の状況を把握・評価することで、質の向上のために必要な改善を図ることを目的とし、評価にあたっては、国が策定した全国統一の評価指標を活用しています。

なお、評価指標の具体的な設問については、当日配布資料3-2「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」をご参照ください。

■評価の仕組み（レーダーチャート）■

○次ページ以降のレーダーチャートが示す7項目の「%」は、それぞれの項目がどの程度取り組んでいるかを示しています。例えば、「2-(1)総合相談支援」の場合、市町村指標は6つの設問で構成されていますが、仮に4つの設問に対応している場合は、 $4/6=66.7\%$ （小数点2位を四捨五入）となります。

○レーダーチャートの数値を確認し、全国の状況と比較することで、岩倉市の地域包括支援センター事業の「特徴」が確認できます。

目 次

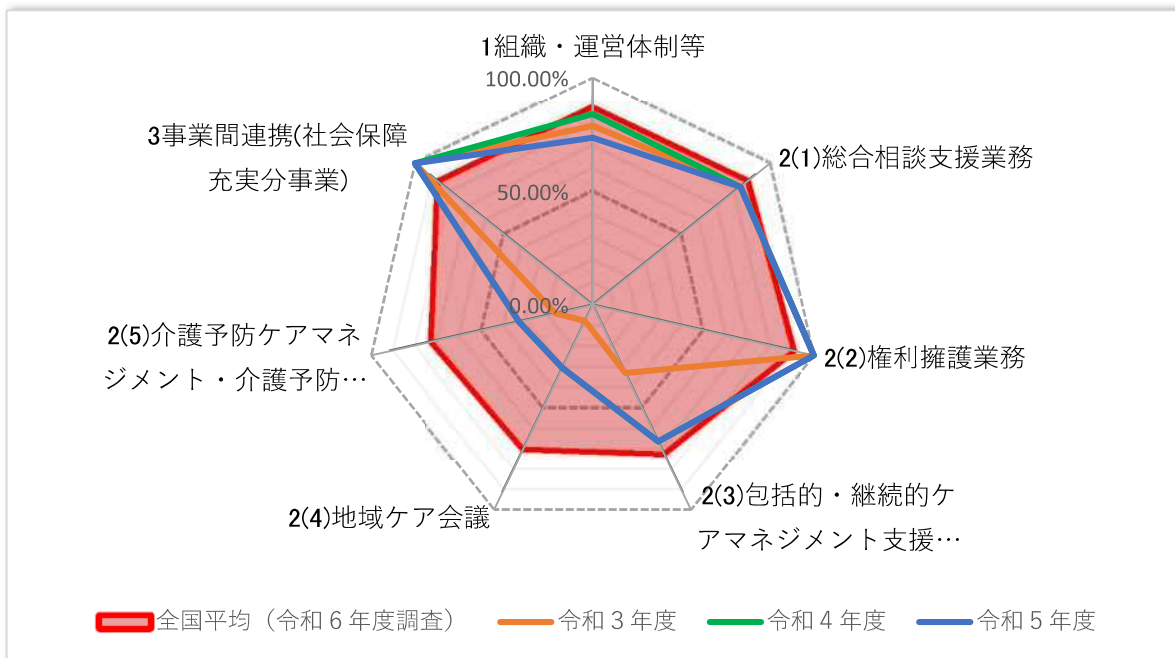
1. 市の評価	P 2
・岩倉市	
2. 地域包括支援センターの評価	P 3
・岩倉市地域包括支援センター	
・岩倉東部地域包括支援センター	
3. 評価結果の比較	P 5

1. 市町村の評価

【岩倉市役所】

指標の項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均 (令和6年度調査)
1 組織・運営体制等	78.9%	84.2%	73.7%	86.9%
2 個別業務				
(1) 総合相談支援業務	83.3%	83.3%	83.3%	87.5%
(2) 権利擁護業務	100%	100%	100%	91.1%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	33.3%	66.7%	66.7%	72.7%
(4) 地域ケア会議	7.7%	30.8%	30.8%	70.3%
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	16.7%	33.3%	33.3%	72.7%
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100%	100%	100%	86.9%

レーダーチャート



評価結果

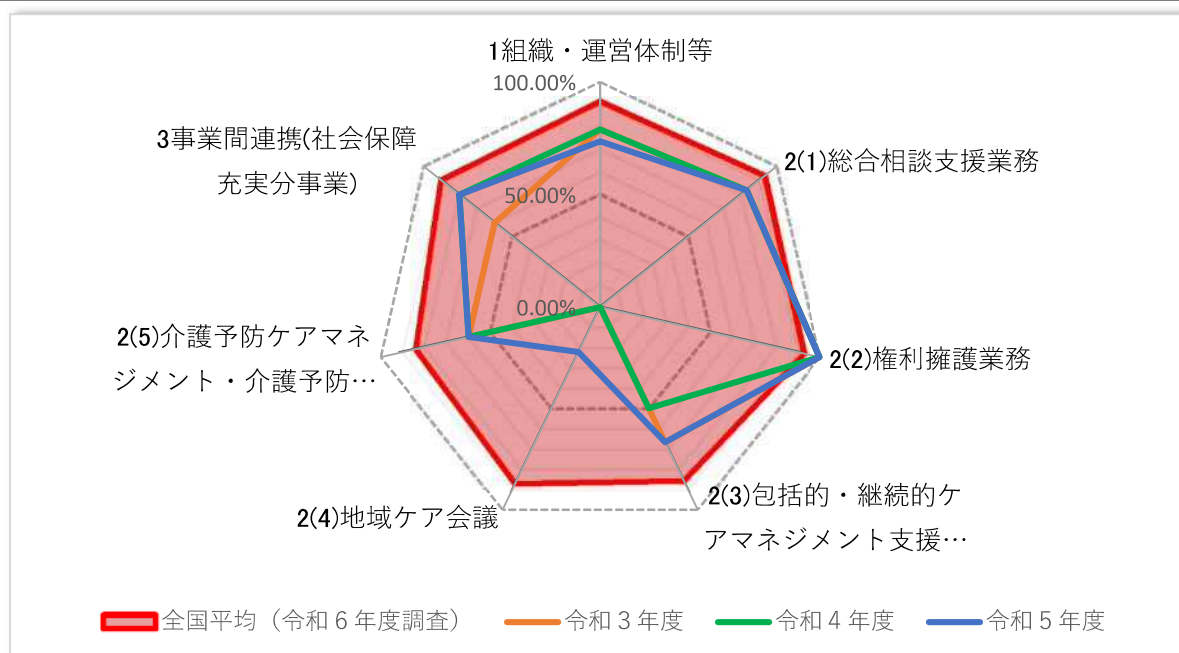
- 評価については年々改善傾向にあるが、2項目を除いては全国平均に到達していない。
- 今回少し悪化した「1 組織・運営体制等」では、『センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。』と『センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下であるか。』という項目が非該当となってしまったことによるもの。
- 全国平均と比べ大きく下回っている「2-(4)地域ケア会議」、「2-(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」の項目は低評価の状態が続いているため、優先的に改善すべきと考える。
- 「2-(4)地域ケア会議」については、地域包括支援センター主催の地域ケア会議の開催に向け、連携を図っていく。
- 「2-(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」については、地域包括支援センターや介護支援専門員等に対し、多様な地域の社会資源に関する情報提供を行い、改善を図っていく。

2. 地域包括支援センターの評価

【岩倉市地域包括支援センター】

指標の項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均 (令和6年度調査)
1 組織・運営体制等	78.9%	78.9%	73.7%	91.3%
2 個別業務				
(1) 総合相談支援業務	83.3%	83.3%	83.3%	93.4%
(2) 権利擁護業務	100%	100%	100%	92.8%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	66.7%	50.0%	66.7%	85.5%
(4) 地域ケア会議	0.00%	0.00%	22.2%	87.0%
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	60.0%	60.0%	60.0%	83.9%
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	60.0%	80.0%	80.0%	90.2%

レーダーチャート



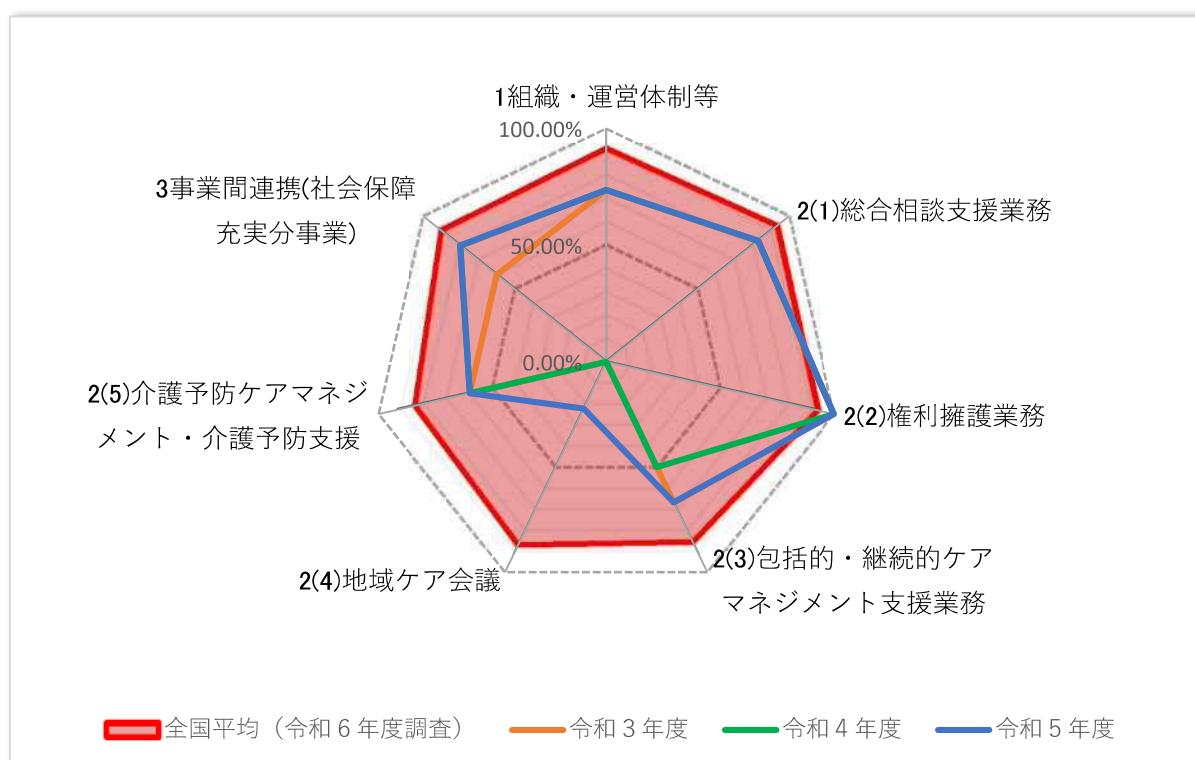
評価結果

- 1項目を除き、全国平均より評価が低いため、可能な範囲から改善に努めていただきたい。
- 今回少し悪化した「1 組織・運営体制等」では、『3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。』という項目が非該当となってしまったことによるもの。
- 「2-(2) 権利擁護業務」については、市や尾張北部権利擁護支援センター等の関係機関との連携体制が整備されており、全国平均を上回っている。今後も継続して、事業に取り組んでいただきたい。
- 今回少し良化した「2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、『介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。』という項目が該当となったことによるもの。
- 今回少し良化した「2-(4) 地域ケア会議」では、『センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。』と『センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。』という項目が該当となったことによるもの。

【岩倉東部地域包括支援センター】

指標の項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均 (令和6年度調査)
1 組織・運営体制等	73.7%	73.7%	73.7%	91.3%
2 個別業務				
(1) 総合相談支援業務	83.3%	83.3%	83.3%	93.4%
(2) 権利擁護業務	100%	100%	100%	92.8%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	66.7%	50.0%	66.7%	85.5%
(4) 地域ケア会議	0.00%	0.00%	22.2%	87.0%
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	60.0%	60.0%	60.0%	83.9%
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	60.0%	80.0%	80.0%	90.2%

レーダーチャート



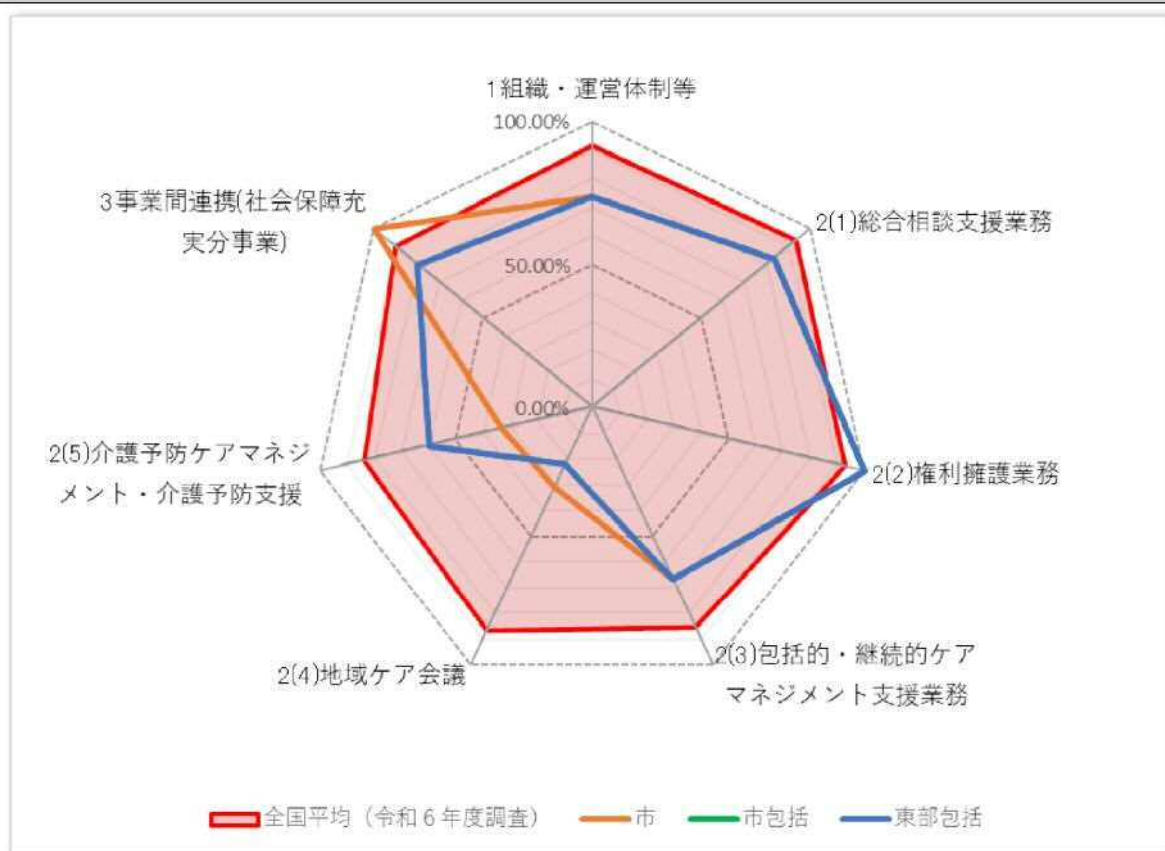
評価結果

- 1項目を除き、全国平均より評価が低いため、可能な範囲から改善に努めていただきたい。
- 「2-(2)権利擁護業務」については、市や尾張北部権利擁護支援センター等の関係機関との連携体制が整備されており、全国平均を上回っている。今後も継続して、事業に取り組んでいただきたい。
- 今回少し良化した「2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、『介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。』という項目が該当となったことによるもの。
- 今回少し良化した「2-(4)地域ケア会議」では、『センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。』と『センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。』という項目が該当となったことによるもの。

3. 評価の比較

指標の項目	岩倉市	市包括	東部包括	全国平均 (令和6年度調査)
1 組織・運営体制等	73.70%	73.70%	73.70%	91.3%
2 個別業務				
(1) 総合相談支援業務	83.30%	83.30%	83.30%	93.4%
(2) 権利擁護業務	100.0%	100.0%	100.0%	92.8%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	66.70%	66.70%	66.70%	85.5%
(4) 地域ケア会議	30.80%	22.20%	22.20%	87.0%
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	33.30%	60.00%	60.00%	83.9%
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	80.00%	80.00%	90.2%

レーダーチャート



評価結果の比較

- 「2-(4) 地域ケア会議」については、岩倉市、センター共に全国平均と比べ大きく下回っている状態ではあるが、令和5年度は前年度までと比べると指標が改善した為、連携を取りながら、今後も改善に取り組んでいきたい。
- 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催したことにより、「2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の指標が改善した為、今後も改善に取り組んでいきたい。

市町村及び地域包括支援センターの評価指標

1. 組織・運営体制

(1) 組織・運営体制

市町村指標におけるセンターとは、管内の全センターをいう。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	・地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象	(市町村・センター) ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	(市町村・センター) ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績を対象	(市町村) ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 (センター) ・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
4	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的で開催しているか。	4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。		(センター指標なし)	・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・三職種には準ずる者を含む。
7	センターにおいて、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	7	三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、担当区域における高齢者数に応じ、以下のとおり配置されている場合(それぞれの職種の準ずる者は含まない)に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・1000人未満の場合:3職種のうち1職種(1名)以上 ・1000人以上2000人未満の場合:3職種のうち2職種(2名)以上 ・2000人以上3000人未満の場合:保健師1名以上と社会福祉士・主任介護支援専門員のいずれか1名以上 (市町村) ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
8	<p>センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター人員)の状況が1,500人以下であるか。</p> <p>※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。</p> <p>①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下</p> <p>②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下</p> <p>③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下</p>		(センター指標なし)	<p>・介護保険法施行規則第140条の66において、担当区域における第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに三職種を一人ずつ配置することとされており、三職種一人当たりの第1号被保険者数は1000～2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を評価するもの。</p>	<p>評価実施年度における4月末時点の状況が対象</p>	<p>(市町村)</p> <p>・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。</p> <p>・センターが複数ある場合(担当圏域が全て同規模の場合)には、まずセンターごとに三職種一人当たりの第1号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。</p> <p>・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。</p> <p>①第1号被保険者数が2,400人で三職種の配置2名(2,400/2=1,200人)</p> <p>②第1号被保険者数が1,400人で三職種の配置2名(1,400/2=700人)</p> <p>→A:各センターの一人当たり第1号被保険者数の合計:1,200+700=1,900人</p> <p>B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計: 1,250+750=2,000人</p> <p>→指標を満たすのは、A≦Bの場合であり、本例示は指標を満たしている。</p> <p>※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している三職種一人当たり第1号被保険者数のこと。</p> <p>・包括的支援事業に従事する三職種のみを対象とする。</p>
9	<p>センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。</p>	8	<p>市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。</p>	<p>・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。</p>	<p>評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象</p>	<p>(市町村・センター)</p> <p>・主催者、研修内容・時間数は問わない。</p> <p>・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</p>
	(市町村指標なし)	9	<p>センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。</p>	<p>・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。</p>	<p>前年度の実績が対象</p>	<p>(センター)</p> <p>・主催者、研修内容・時間数は問わない。</p>
10	<p>センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。</p>	10	<p>夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。</p>	<p>・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。</p>	<p>前年度の実績が対象</p>	<p>(市町村・センター)</p> <p>・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。</p>

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
11	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。		(センター指標なし)	・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。

(2) 個人情報の管理

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
14	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		(センター指標なし)	・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(3) 利用者満足度の向上

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
17	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・直営の場合は、保険者としての立場からみて、相談窓口としてのセンターとの間で連携がなされているかを評価する。
19	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

2. 個別業務

(1) 総合相談支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
20	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。		(センター指標なし)	・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	・相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	・相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
24	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。 ※対応例)センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など	24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。

(2) 権利擁護業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	・高齢者の消費者被害等に対する対応状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
30	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
31	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。	評価実施年度における、開催計画が対象	(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。			・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
34	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
	(市町村指標なし)	35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
35	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。

(4) 地域ケア会議

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまとめた計画の場合については、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。		(センター指標なし)		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。		(センター指標なし)	・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
47	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。		(センター指標なし)	・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。		(センター指標なし)	・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」とみなす。

(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況进行评估するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	・セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示しているか。	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。		(センター指標なし)	・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

3. 事業間連携(社会保障充実分事業)

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 13

令和7年度 岩倉市地域包括支援センター事業計画（案）

岩倉市地域包括支援センターが担当する日常生活圏域内における地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として、多職種との連携を図る。

また、「公益性」、「地域性」、「協働性」、「権利擁護」のそれぞれの視点に立ち、相談者等のプライバシーを尊重し、包括的かつ継続的に支援ができるよう互いの専門性を活かし、チームアプローチに心掛け、事業に取り組む。

なお、岩倉市の地域包括支援センター運営方針に基づき、以下の事業に取り組む。

1. 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業（介護保険法第115条の45第1項第1号二）

介護予防・日常生活支援総合事業において、基本チェックリストに該当する者（事業対象者）に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的・効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 総合相談支援業務（介護保険法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる。

また、圏域内のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に実態把握を行う。

(3) 権利擁護業務（介護保険法第115条の45第2項第2号）

地域住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

虐待案件については、市が主催するコアメンバー会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議に出席し、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援を行う。

消費者被害については、被害防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活維持の支援に努める。

これらの支援については、尾張北部権利擁護支援センター、その他関係機関と連携し、適切な対応を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において多職種相互の協働による連携や体制づくりの整備を行う。

また、地域の介護支援専門員に対し個別の相談窓口を設置し、ケアマネジメントに関する相談支援及び研修等を実施する。なお、実施に際しては、地域の主任介護支援専門員との連携・協働を図る。

また、岩倉市内の居宅介護支援事業所が自主的に運営する岩倉ケアマネ会の動向を注視し、必要な支援や協働・役割分担について検討していく。

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（介護保険法第115条の46第7項）

介護サービスをはじめ、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携する環境整備に努める。

(1) 市内の主任介護支援専門員と協働し地域における連携等の体制づくりを図り、介護支援専門員をはじめとする地域の介護力の向上や地域課題の整理等に取り組む。

(2) 市内地域密着型サービス事業所の開催する運営推進会議等に参加し、地域に根差した質の高いサービス提供が行われるよう支援する。

(3) 在宅医療・介護サポートセンターと連絡調整等を行い、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との顔の見える関係づくりから高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう連携を図る。

(4) 民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター等と連携し、地域の課題について協議する機会を設け、地域の社会資源等の情報を交換し課題解決にむけた提案を行う等、地域力の向上に努める。

また、市が主催する生活支援推進ネットワーク会議に参加し、地域住民をはじめ多様な主体が実施する介護予防・生活支援サービスに関する情報共有や連携体制の構築に努める。

さらに、市が設置する地域福祉計画推進委員会に出席し、地域福祉計画の推進や進行管理、評価に関する協議等に参加する。

(5) 地域共生社会の実現に向けて、高齢者やその家族等が住み慣れた地域で生活ができるよう、市が主催する顔の見える連携交流会等に積極的に参加し高齢者以外の他分野の専門職との連携を図る。

3. 地域ケア会議の実施（介護保険法第115条の48）

介護支援専門員、医療関係者、介護サービス事業者及び地域の関係者等が会し個別ケースの検討を行い、課題解決のための情報共有や支援方法等について協議する。

また、個別ケースの会議を通じた課題分析等を行う地域課題会議を市と協働して開催し、地域課題を把握し政策形成への提言につなげる。

4. 認知症総合支援事業（介護保険法第115条の45第2項第6号）

（1）認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症に係る専門的な知識を有する関係者や機関との連携を図り、適切な医療や介護サービスにつなげる。

5. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。なお、指定介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への委託にあっては、地域包括支援センター運営協議会が承認した適切な事業所に委託し、十分な連携を図る。

また、介護予防サービス計画の作成にあたっては、利用者に対して、複数のサービス事業者等の紹介を求められることやサービス事業者を選定した理由について説明を求めることが可能であることを十分に説明するなど、公平性・中立性の確保を図る。

6. 岩倉市との連携

長寿介護課が毎月開催する地域包括支援センター連絡調整会議に出席し、地域包括支援センター事業の円滑な推進に関する情報共有、協議及び各種事業の報告等を議題として意見交換を行う。

また、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）に基づき、対象者の属性を問わない相談を包括的に受け止め、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなぐ。

7. その他

(1) 地域包括支援センター啓発活動

地域包括支援センターの周知を図るため、社会福祉協議会の支会活動や関係機関との連携により積極的に地域包括支援センターの啓発活動を実施する。

(2) 介護予防講演会の開催等

介護予防の必要性について広く市民に啓発するため、介護予防講演会を開催する。

また、地域で行われている介護予防活動等に関する情報を収集したり、地域の集まり等に出向いて介護予防の啓発を行ったりするなど、介護予防が必要な人の活動機会につなげられるよう取り組む。

(3) 保健と介護の一体的事業への協力

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施によるフレイル予防の取り組みに協力するため、健康状態が不明な高齢者に対する健康課保健師の個別訪問に地域包括支援センター職員が同行し、健康状態や生活実態の把握に協力する。

(4) 職員の資質向上

職員に対する内部研修や、外部研修への参加を積極的に行い、職員の資質向上に努める。

(5) 個人情報の取り扱い

地域包括支援センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報の保護に関する法律及び岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、情報の漏洩防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底する。

なお、多くの個人情報を取り扱うこととなる地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者と情報を共有し、活用を図ることをかんがみ、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておく。

(6) 業務継続に向けた取組

業務継続計画に基づく研修や訓練を行い、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するよう努める。

また、尾北医師会地域ケア協力センター及び岩倉市在宅医療・介護サポートセンターが主催する防災・在宅避難者支援検討会議に参加し、医療・介護専門職が対象とする住民の防災・避難支援についての情報共有や、災害時における在宅医療・介護の提供体制整備について協議を行う。

(7) 感染症対策

岩倉市社会福祉協議会感染症予防及びまん延防止のための指針に基づき、委員会の

開催や研修、訓練を実施し、感染症予防を徹底し感染症の発生やまん延防止に取り組む。

(8) 高齢者虐待防止体制の構築

岩倉市社会福祉協議会高齢者虐待防止指針に基づき、委員会の開催や研修を行い、利用者の虐待防止、人権擁護に取り組む。

(9) ハラスメント対策

岩倉市社会福祉協議会ハラスメント防止指針に基づき、職場におけるあらゆるハラスメントにより他の従業員の就業環境が害されることを防止し、適切な指定介護予防支援の提供を確保する。

(10) 情報通信技術（ICT）の活用

各種会議や研修会等の開催に際して、感染防止や多職種連携促進の観点から、ICT機器を活用しオンライン化をさらに進める。

(11) 緊急時の対応

感染症、災害等の緊急的な事案が発生した場合は情報収集に努めるとともに、事業実施内容の変更等について市と協議のうえ対応する。

令和7年度 岩倉東部地域包括支援センター事業計画（案）

岩倉市地域包括支援センターが担当する日常生活圏域内における地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として、多職種との連携を図る。

また、「公益性」、「地域性」、「協働性」、「権利擁護」のそれぞれの視点に立ち、相談者等のプライバシーを尊重し、包括的かつ継続的に支援ができるよう互いの専門性を活かし、チームアプローチに心掛け、事業に取り組む。

なお、岩倉市の地域包括支援センター運営方針に基づき、以下の事業に取り組む。

1. 包括的支援事業

（1）第1号介護予防支援事業（介護保険法第115条の45第1項第1号二）

介護予防・日常生活支援総合事業において、基本チェックリストに該当する者（事業対象者）に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的・効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

（2）総合相談支援業務（介護保険法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる。

また、圏域内のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に実態把握を行う。

（3）権利擁護業務（介護保険法第115条の45第2項第2号）

地域住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

虐待案件については、市が主催するコアメンバー会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議に出席し、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援を行う。

消費者被害については、被害防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活維持の支援に努める。

これらの支援については、尾張北部権利擁護支援センター、その他関係機関と連携し、適切な対応を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において多職種相互の協働による連携や体制づくりの整備を行う。

また、地域の介護支援専門員に対し個別の相談窓口を設置し、ケアマネジメントに関する相談支援及び研修等を実施する。なお、実施に際しては、地域の主任介護支援専門員との連携・協働を図る。

また、岩倉市内の居宅介護支援事業所が自主的に運営する岩倉ケアマネ会の動向を注視し、必要な支援や協働・役割分担について検討していく。

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（介護保険法第115条の46第7項）

介護サービスをはじめ、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携する環境整備に努める。

(1) 市内の主任介護支援専門員と協働し地域における連携等の体制づくりを図り、介護支援専門員をはじめとする地域の介護力の向上や地域課題の整理等に取り組む。

(2) 市内地域密着型サービス事業所の開催する運営推進会議等に参加し、地域に根差した質の高いサービス提供が行われるよう支援する。

(3) 在宅医療・介護サポートセンターと連絡調整等を行い、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との顔の見える関係づくりから高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう連携を図る。

(4) 民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター等と連携し、地域の課題について協議する機会を設け、地域の社会資源等の情報を交換し課題解決にむけた提案を行う等、地域力の向上に努める。

(5) 地域共生社会の実現に向けて、高齢者やその家族等が住み慣れた地域で生活ができるよう、市が主催する顔の見える連携交流会等に積極的に参加し高齢者以外の他分野の専門職との連携を図る。

3. 地域ケア会議の実施（介護保険法第115条の48）

介護支援専門員、医療関係者、介護サービス事業者及び地域の関係者等が会し個別ケースの検討を行い、課題解決のための情報共有や支援方法等について協議する。

また、個別ケースの会議を通じた課題分析等を行う地域課題会議を市と協働して開

催し、地域課題を把握し政策形成への提言につなげる。

4. 認知症総合支援事業（介護保険法第115条の4第2項第6号）

（1）認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症に係る専門的な知識を有する関係者や機関との連携を図り、適切な医療や介護サービスにつなげる。

（2）認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族を支援する相談体制や支援体制を構築するため認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護サービス、認知症に携わる機関との連携を図ることにより、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

5. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。なお、指定介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への委託にあっては、地域包括支援センター運営協議会が承認した適切な事業所に委託し、十分な連携を図る。

また、介護予防サービス計画の作成にあたっては、利用者に対して、複数のサービス事業者等の紹介を求められることやサービス事業者を選定した理由について説明を求めることが可能であることを十分に説明するなど、公平性・中立性の確保を図る。

6. 岩倉市との連携

長寿介護課が毎月開催する地域包括支援センター連絡調整会議に出席し、地域包括支援センター事業の円滑な推進に関する情報共有、協議及び各種事業の報告等を議題として意見交換を行う。

また、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）に基づき、対象者の属性を問わない相談を包括的に受け止め、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなぐ。

7. その他

(1) 地域包括支援センター啓発活動

地域包括支援センターの周知を図るため、社会福祉協議会の支会活動や関係機関との連携により積極的に地域包括支援センターの啓発活動を実施する。

(2) 介護予防講演会の開催等

介護予防の必要性について広く市民に啓発するため、介護予防講演会を開催する。

また、地域で行われている介護予防活動等に関する情報を収集したり、地域の集まり等に出向いて介護予防の啓発を行ったりするなど、介護予防が必要な人の活動機会につなげられるよう取り組む。

(3) 保健と介護の一体的事業への協力

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施によるフレイル予防の取り組みに協力するため、健康状態が不明な高齢者に対する健康課保健師の個別訪問に地域包括支援センター職員が同行し、健康状態や生活実態の把握に協力する。

(4) 職員の資質向上

職員に対する内部研修や、外部研修への参加を積極的に行い、職員の資質向上に努める。

(5) 個人情報の取り扱い

地域包括支援センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報の保護に関する法律及び岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、情報の漏洩防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底する。

なお、多くの個人情報を取り扱うこととなる地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者と情報を共有し、活用を図ることをかんがみ、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておく。

(6) 業務継続に向けた取組

業務継続計画に基づく研修や訓練を行い、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するよう努める。

(7) 感染症対策

岩倉市社会福祉協議会感染症予防及びまん延防止のための指針に基づき、委員会の開催や研修、訓練を実施し、感染症予防を徹底し感染症の発生やまん延防止に取り組む。

(8) 高齢者虐待防止体制の構築

岩倉市社会福祉協議会高齢者虐待防止指針に基づき、委員会の開催や研修を行い、利用者の虐待防止、人権擁護に取り組む。

(9) ハラスメント対策

岩倉市社会福祉協議会ハラスメント防止指針に基づき、職場におけるあらゆるハラスメントにより他の従業員の就業環境が害されることを防止し、適切な指定介護予防支援の提供を確保する。

(10) 情報通信技術（ICT）の活用

各種会議や研修会等の開催に際して、感染防止や多職種連携促進の観点から、ICT機器を活用しオンライン化をさらに進める。

(11) 緊急時の対応

感染症、災害等の緊急的な事案が発生した場合は情報収集に努めるとともに、事業実施内容の変更等について市と協議のうえ対応する。

岩倉市地域包括支援センター委託先居宅介護支援事業所一覧

資料4-3

	事業所番号	事業所名	法人名	事業所所在地
1	2374700017	岩倉一期一会ケアプランセンター	社会福祉法人一期一会福祉会	岩倉市
2	2374700025	シルバープランてんとうむし	医療法人羊蹄会	岩倉市
3	2374700066	岩倉市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会	岩倉市
4	2374700090	岩倉病院介護保険サービスセンター	医療法人知邑舎	岩倉市
5	2375200363	洋洋園介護保険サービスセンター	医療法人知邑舎	北名古屋市
6	2374700306	ケアマネハウス ライフケア岩倉	株式会社エル・シー・エス	岩倉市
7	2372202941	ケアプランくれいん	有限会社クレイン	一宮市
8	2374700389	岩倉介護保険サービスセンター・ちあき	医療法人尾張健友会	岩倉市
9	2374700488	居宅介護支援事業所ひかり	合同会社コネクト	岩倉市
10	2377400573	ケアプランセンターさふらん西春	株式会社きせき	北名古屋市
11	2372200085	千秋病院介護保険サービスセンター	医療法人尾張健友会	一宮市
12	2370200483	居宅介護支援事業所ジイトップ	株式会社ジイトップ	名古屋市
13	2374700652	ケアプランセンターさんえす	株式会社サンエスケアサービス	岩倉市
14	2374700678	ケアプラン にっこり	合同会社笑夢	岩倉市
15	2372204657	一宮パサーダ居宅介護支援事業所	社会福祉法人北晨	一宮市
16	2374700645	クラインケアプランセンター	株式会社SIプラス	岩倉市
17	2372205977	ケアプランえん	合同会社H20	一宮市
18	2377400771	居宅介護支援事業所かなめ	株式会社PLATFORM	北名古屋市
19	2375200025	福祉の里北名古屋西ケアプランセンター	株式会社福祉の里	北名古屋市
20	2372203758	居宅介護支援事業所たんぽぽ祢々の里	社会福祉法人たんぽぽ福祉会	一宮市
21	2373802327	ソーシャルワークス	株式会社Social Works	小牧市
22	2373600465	ゆめぱれっと	医療法人哲友会	江南市
23	2374700611	あおぞら介護プラン	有限会社青空ケアサービス	岩倉市
24	2373902143	ケアプラン おかげdeにっこり	合同会社五色雲	稲沢市
25	2375201163	ふくケアプランセンター	合同会社ふく	北区

※No.14は令和6年6月30日廃止

岩倉東部地域包括支援センター委託先居宅介護支援事業所一覧

資料4-3

	事業所番号	事業所名	法人名	事業所所在地
1	2374700017	岩倉一期一会ケアプランセンター	社会福祉法人一期一会福祉会	岩倉市
2	2374700025	シルバープランてんとうむし	医療法人羊蹄会	岩倉市
3	2374700066	岩倉市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会	岩倉市
4	2374700090	岩倉病院介護保険サービスセンター	医療法人知邑舎	岩倉市
5	2375200363	洋洋園介護保険サービスセンター	医療法人知邑舎	北名古屋市
6	2374700306	ケアマネハウス ライフケア岩倉	株式会社エル・シー・エス	岩倉市
7	2372202941	ケアプランくれいん	有限会社クレイン	一宮市
8	2374700389	岩倉介護保険サービスセンター・ちあき	医療法人尾張健友会	岩倉市
9	2374700488	居宅介護支援事業所ひかり	合同会社コネクト	岩倉市
10	2377400573	ケアプランセンターさふらん西春	株式会社きせき	北名古屋市
11	2372200085	千秋病院介護保険サービスセンター	医療法人尾張健友会	一宮市
12	2372204657	一宮パサーダ居宅介護支援事業所	社会福祉法人北晨	一宮市
13	2374700652	ケアプランセンターさんえす	株式会社サンエスケアサービス	岩倉市
14	2374700645	クラインケアプランセンター	株式会社SIプラス	岩倉市
15	2372200291	ニチイケアセンター一宮	株式会社ニチイ学館	一宮市
16	2377400771	居宅介護支援事業所かなめ	株式会社PLATFORM	北名古屋市
17	2374700678	ケアプラン にっこり	合同会社笑夢	岩倉市
18	2372205977	ケアプランえん	合同会社H20	一宮市
19	2375201163	ふくケアプランセンター	合同会社ふく	北区
20	2373801931	ケアプランサポートはみんぐ	株式会社はみんぐ	小牧市
21	2374700611	あおぞら介護プラン	有限会社青空ケアサービス	岩倉市
22	2372205191	ケアプラン下津	株式会社よつば会	一宮市
23	2373802327	ソーシャルワークス	株式会社Social Works	小牧市
24	2373902143	ケアプラン おかげdelにっこり	合同会社五色雲	稲沢市
25	2375300106	あすかビレッジ	医療法人医仁会	大口町

※No.17は令和6年6月30日廃止

身近な地域のつながりづくり♪

ふれあい・いきいきサロン

～岩倉市内のサロン紹介～

ふれあい・いきいきサロンは、地域住民に身近な場所で、誰もが気軽に集まれる交流（つながりづくり）の場です。

お茶を飲みながらおしゃべり、レクリエーション、体操など、楽しい時間を過ごせます。



① サロン スマイル

- 場 所 石仏会館(石仏町中屋敷597-1)
- 開催日時 毎月第1・3水曜日 13:30~15:30
- 主な内容 お茶のみ
- 参加費 100円
- 対象者 限定なし



② 笑わ亭

- 場 所 八剱会館(八剱町郷81-1)
- 開催日時 毎月第1・3火曜日 10:00~12:00
- 主な内容 おしゃべり・レクリエーション
- 参加費 100円
- 対象者 限定なし



③ いきいきサロンかみの

- 場 所 神野会館(神野町平久田41)
- 開催日時 毎月第2火曜日 9:30~11:30
- 主な内容 お茶のみ
- 参加費 100円
- 対象者 神野町区在住の60歳以上の人



④ 北口サロン

- 場 所 大上市場会館(宮前町一丁目2)
- 開催日時 毎月第4金曜日 13:30~15:00
- 主な内容 お茶のみ
- 参加費 100円
- 対象者 限定なし



⑤ にいみぞサロン

- 場 所 大上市場会館(宮前町一丁目2)
- 開催日時 毎月第3土曜日 13:30~15:00
- 主な内容 お茶のみ
- 参加費 100円
- 対象者 限定なし



⑥ やっとかめ

- 場 所 西市町公会堂(西市町西市46)
- 開催日時 毎月第3土曜日 10:30~12:00
- 主な内容 お茶のみ
- 参加費 100~300円
- 対象者 西市町区・新柳町区在住者



⑦ あみ〜ご

- 場 所 ふれあいセンター(西市町無量寺2-1)
- 開催日時 毎月第1・3金曜日 13:30~16:00
- 主な内容 おしゃべり・レクリエーション
- 参加費 100円
- 対象者 精神障害のある方とその家族



⑧ おもちゃ図書館

- 場 所 ふれあいセンター(西市町無量寺2-1)
- 開催日時 毎週月曜日(祝日は除く)
10:00~12:00
- 主な内容 おもちゃ遊び・おもちゃの貸し出し
- 参加費 無料
- 対象者 障害のある児童とその家族・乳幼児とその家族



⑨ つどいの広場

- 場 所 ふれあいセンター(西市町無量寺2-1)
- 開催日時 毎月第1・3火曜日 10:00~12:00
- 主な内容 お茶のみ
- 参加費 100円
- 対象者 限定なし



⑩ ライトサロン

- 場 所 ふれあいセンター(西市町無量寺2-1)
- 開催日時 毎月第1日曜日 10:00~12:00
- 主な内容 おしゃべり
- 参加費 300円
- 対象者 視覚障害者とその家族



⑪ おたがいさま 味歳(あじさい)の会

- 場 所 くすのきの家(中本町西出口15-1)
- 開催日時 毎月第2水曜日 10:00~12:00
- 主な内容 おしゃべり・レクリエーション
- 参加費 100円
- 対象者 限定なし



⑫ まちの縁側 元気アツフ教室

- 場 所 小規模多機能ホームちあき
(中本町中市場2-1)
- 開催日時 毎週木曜日 13:30~16:00
※第4木曜日は10:00~13:30
- 主な内容 脳トレ・体操
- 参加費 100円(第4木曜日は500円)
- 対象者 限定なし



⑬ おしゃべりサロン

- 場 所 第三児童館(下本町下市場27)
- 開催日時 奇数月第4水曜日 10:00~11:30
- 主な内容 おしゃべり・レクリエーション
- 参加費 無料
- 対象者 下本町区在住の60歳以上の人



⑭ みんなのお家 ケアドカフェ

- 場 所 下本町真光寺(詳しい場所はお問合せください)
- 開催日時 毎月第2・4木曜日 13:00~16:00
- 主な内容 認知症カフェ
- 参加費 200円
- 対象者 限定なし



⑮ ひだまりサロン

- 場 所 下本町燈明庵111
- 開催日時 ①毎週水曜日 10:00~14:00
②毎週木曜日 13:00~15:30
- 主な内容 ①お茶のみ ②健康麻雀
- 参加費 ①無料 ②100円
- 対象者 限定なし



⑩ Eラウンジ

- 場 所 岩倉団地集会所
- 開催日時 毎週月・水曜日 13:30~16:00
- 主な内容 おしゃべり
- 参加費 無料
- 対象者 岩倉団地在住者



⑪ ほっとステーションなごみ

- 場 所 岩倉団地商店街内
- 開催日時 毎日 10:00~18:00
- 主な内容 お茶のみ
- 参加費 無料
- 対象者 限定なし



⑫ ふれ愛お茶サロン

- 場 所 さんごホール(稲荷町細畑9)
- 開催日時 毎月第4土曜日 10:00~11:30
- 主な内容 レクリエーション・おしゃべり
- 参加費 100円
- 対象者 南新町区在住の60歳以上の人



⑬ 花水木会

- 場 所 第四児童館(稲荷町羽根24-3)
- 開催日時 月1回 不定期 (老人クラブ回覧板にて周知)
- 主な内容 おしゃべり・レクリエーション
- 参加費 無料
- 対象者 稲荷町在住者



⑭ そのふれあいサロン

- 場 所 曾野町公会堂(曾野町宮前1)
- 開催日時 毎月第2金曜日 10:00~12:00
- 主な内容 お茶のみ・レクリエーション
- 参加費 100円
- 対象者 高齢者



サロンの情報をお知らせください！

市内で概ね毎月1回以上、地域住民の交流などを目的とした活動
について、情報をお寄せください！！



【問合先】岩倉市社会福祉協議会

〒482-0036 岩倉市西市町無量寺2番地1

電話：0587-37-3135 FAX：0587-38-0039

メール：i-syakyo@smile.ocn.ne.jp

発行：令和5年10月